

平成 30 年 3 月 11 日

岩美町議会 御中

岩美町住民

「いわみ議会だより 号外（平成 30 年 3 月 1 日発行）」を拝読し一言

標記の件、広報いわみと一緒に届きましたので、町民の関心度が高い突発的な出来事があったのかと思ひ読みました。ところが、その内容は“岩美町議会だより調査特別委員会”の主張を町民に知らせる媒体の他にならないと感じたので、下記に一言申し上げます。

## 記

### 1. 号外とは

号外とは、突発的な事件、事故、災害やスポーツの試合結果など、世間の関心度が高いと判断されるニュースを逸早く伝えるための情報である。

### 2. 本号外の主旨「杉村議員が町民の名誉を傷つけた」について

「杉村議員が町民の名誉を傷つけた」と記述されているが、当該町民は名誉毀損で訴えている、又は、人権相談などに相談した結果で岩美議会に訴えた経緯から、号外発行になったのでしょうか？ この点がなにも記載されていないため、岩美町議会だより調査特別委員会が当該町民や関連団体等への聞き取り等で問題視し、記述されているようにも見受けられます。

名誉毀損とは、「不特定または多数人が認識できる状況下で、人の社会的評価を低下させるに足りる具体的事実を告げて、人の社会的評価を低下させる危険を生じさせること」と聞いていますが、号外を見る限りでは、不特定または多数人が認識しているようには判断できません。

### 3. 号外として発行の意図は？

上述の内容から、今回の号外の内容は、号外として町民に逸早く伝える必要性が読み取れません。号外に記載の内容であれば、通常の議会だよりの後半に「岩美町議会だより調査特別委員会調査」として載せるべき内容と思います。

なぜ取って、号外として発行しなければならないのか、その意図が理解できません。

### 4. 個別案件について

- (1) 農地無断転用は順法違反です。他の自治体でも同様な違反があり当該県は当該市に是正命令を出したと記憶しています。岩美町議会が無断転用の事実を知ったのであればその旨行動すべきです。号外の記載では、農地無断転用を承認しているようにも伺えます。理解できません。《法を遵守している者がバカを見ないように！ 無償提供しているから無断転用は本末転倒》
- (2) 道の駅への拠出金の取扱いは、号外をみるに限り補助金にも債権にも読み取れます。であれば、町議会は町民の目線で見、今後の可能性をつぶさに推察する中、どちらの取扱いが最適か論議し決めるべきです。「決めるのは町です」と記載しているが、町のチェックを行うのも議会です。

以上 号外を拝読した範囲で記述しましたが、小生の認識・理解不足で貴議会にご迷惑お掛けした記述がありましたらご容赦お願いします。要は、貴議会が町民目線での議会運営に邁進していただくことを望むものです。

PS：小生 杉村委員を支持する者ではなく、中立的立場であることを申し添えます。